

## 議案第55号 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

### 【趣 旨】

今般の法改正では、固定資産税と同様に都市計画税課税標準の特例措置（わがまち特例）などが講じられたことから、三田市都市計画税条例の一部を改正するものです。

### 【内 容】

#### （１）一体型滞在快適性等向上事業（土地・家屋）の減額割合（付則第3条）（施行日：条例公布の日）

都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業（「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上）の用に供する土地の開放や施設改修を行った都市計画税課税標準の減額割合を国が示す参酌割合の1／2と定めるものです。

#### （２）其他所要の規定の整備

地方税法改正に伴い参照条項等を改正するものです。

### 【予算措置】

なし

### 【そ の 他】

関係法令

地方税法（昭和25年法律第226号）

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）